

令和3年6月15日

南相馬市農業委員会
6月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年6月15日（火） 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	※	11	佐 藤 洋	※
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	※
3	菅 野 信 彦	※	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	※	16	早 川 孝 雄	※
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	出
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	※			

「※」→新型コロナウイルスの感染防止（3密回避）のため、出席を求めない。

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

① 局長 増山 善樹 ②次長 佐藤 光 ③主査 山本 将之

④ 副主査 米本 一樹 ⑤主事 平田 幸子

農政課

副主査 但野 莉菜

4. 日 程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 報告第23号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第24号 農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第5 報告第25号 違反転用事案の報告について
- 日程第6 議案第66号 農用地利用規程の変更に係る意見について
- 日程第7 議案第67号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について
- 日程第8 議案第68号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第9 議案第69号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
- 日程第10 議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第11 議案第71号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について（市許可分）
- 日程第12 議案第72号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
- 日程第13 議案第73号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第14 議案第74号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第15 議案第75号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 只今より、令和3年6月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。新型コロナウイルスの感染を防ぐ観点から、出席者を減じての開催であります。

それでは先ず、欠席委員についてですが、欠席者はありません。また、2番委員からは、所用のため午後3時に退席の通告がありましたので、報告いたします。

出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号2番 鎌田芳彦委員、5番 梅村正敏委員、7番 発田栄一委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。

5月19日、前期農業委員会会長・事務局長研修会が、パソコンを使った「ウェブ開催」で行われ、「全国農業新聞情報活動表彰」の発表がありました。南相馬市農業委員会は、「全国農業新聞普及拡張特別優秀賞増加部数の部」で第6位、また、「情報活動功労者」として、農地利用最適化推進委員の岡田秀一委員が、見事、受賞されましたことを、報告いたします。

コロナ禍で活動に制約があるなかで、委員各位はもとより、岡田推進委員をはじめ、関係者の皆さまが、農業の進展のために、大変なご苦勞をされて、普及活動や、情報活動に取り組んでの受賞でありまして、心からお祝いするとともに、ご尽力に厚く御礼を申し上げます。

以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第23号「専決処分の報告について」を議題といたします。先ず、専決第5号について事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第23号専決第5号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。贈与税納税猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して「農業経営継続証明書」を交付した事案が1件ありました。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、専決第6号について事務局からの報告を求めます。

事務局 専決6号についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページになります。相馬税務署より相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書」の交付依頼があり証明書を交付した事案が1件ありました。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第7号について事務局からの報告を求めます。

事務局 専決第7号についてご説明いたします。議案書の7ページから8ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、案件1件につき調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第24号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第24号についてご説明いたします。議案書の9ページになります。今回2件の案件がありましたが、議案発送直前に内容に不備があったとのことで取下

げとなりました。以上です。

議 長 事務局の説明のとおり、当事者からの取下げですからご了承方お願いいたします。

議 長 次に、日程第5、報告第25号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第25号についてご説明いたします。議案書の10ページから11ページ整理番号1番から3番について当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等は記載のとおりです。

整理番号1番につきましては、昭和48年頃から宅地の進入路として当時居住していた者が使用していました。今般、住宅の建替えをするにあたり土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

続きまして整理番号2番につきましては、令和3年5月6日に南相馬市乾燥調整施設整備事業に係る施設の建築工事に着手しましたが、搬入資材の増加により急遽仮設事務所及び駐車場を当初計画地の外に確保しなければならなくなり、当該地に転用許可をうけないまま仮設事務所を設置してしまったものです。

続きまして整理番号3番につきましては、平成24年頃に介護の応援職員のための宿舎を建築し、その後平成26年に宿舎を取り壊した後は施設職員の駐車場として今日まで使用しています。今般、施設の増床を計画するにあたり、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第66号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。なお、この議案は議事参与の制限に該当する事案ですので、農業委員会法第31条の規定により、7番委員にはこの間、退席を願います。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第66号についてご説明いたします。議案書の12ページから23ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第66号農用地利用規程の変更に係る意見についてご説明いたします。議案書14ページから23ページになります。農業経営基盤強化促進法第24条第1項の規定に基づき、農用地利用規程の変更認定申請があったことから、変更認定について農業経営基盤強化促進法施行規則第24条により意見を求めるものです。

原町南部地区農用地利用規程第10条の表について、担い手の氏名(名称)、現況及び目標のそれぞれの面積について変更いたします。内容については、地区の担い手「I Love ファームおだか」が変更し、「株式会社荻の杜」への農用地集積のための利用規程の変更です。議案書16ページから18ページの現在の内容から、19ページの新旧対照表、改正後に記載の内容に変更いたします。

なお、本案件の申請については、令和3年5月14日に原町南部地区営農改善組合総会が開催され、同総会において議案第4号として提出され改善組合の承認を得ております。以上です。

議長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。7番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。次に、日程第7、議案第67号「農地法第3条の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第67号についてご説明いたします。議案書の24ページになります。3条許可となった所有権移転の取消願が2件あります。申請当事者の住所、氏名、

土地の表示等は記載のとおりです。取消の理由ですが、申請番号1番については、該当する土地の根抵当権抹消に長時間かかることが判明したことから、許可の取り消しをするものです。

続きまして、申請番号2番については、5条許可を得ている該当地を誤って3条申請してしまい、許可を得てしまったことから許可の取り消しをするものです。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第68号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第68号についてご説明いたします。議案書の25ページから26ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。

 調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

 〔「なし」の声あり〕

議 長 続いて、申請番号1番、2番、3番、5番の現地調査委員には出席を求めているため、事務局にて補足説明を受けていれば、事務局から報告を願います。

事務局 補足説明は受けておりません。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第69号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画

変更申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第69号についてご説明いたします。議案書の27ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。令和2年12月15日付けで農地改良を行う目的で許可を得ていますが、施工業者の人手不足により工期内に工事を完了できないことから、一時転用期間を3か月間延長するため事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。

5番委員 現地調査の結果をご報告いたします。只今事務局から説明がございましたように、昨年12月15日に許可を受けた案件が施工業者の人手不足により工事が遅延して許可期間内に工事の終了ができないという申立てであります。現地を確認したところ、表土剥ぎが終わっており敷地の盛り土も半分ほど施行されており、今後、業者の人手不足が解消されれば間違いなく予定の工期内に完了すると思われまますのでご報告いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第70号についてご説明いたします。議案書の28ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。農地改良をするための一時転用であり、転用期間は許可日から3か月間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員、11番委員には出席を求めているため、事務局から報告願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。
議案第70号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図

は2ページです。去る6月12日(土曜日)午後3時頃より申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者代理人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、現地調査委員よりの報告となります。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第71号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第71号についてご説明いたします。議案書の29ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示、取消の願出をする理由については記載のとおりです。重機駐車場および資材置場として使用する目的で転用許可を受けましたが、令和元年の豪雨災害で浸水した土地であるため盛土の計画を立てましたが、経費の問題と安全性の確保ができないことから事業を断念し、許可処分の取り消しするものです。以上です。

議 長 それでは只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第72号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。

議案第72号についてご説明いたします。議案書の30ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、防災林造成のための仮設事務所、駐車場、資材置場として使用する目的で一時転用の許可及び一時転用期間の延長の許可を受け事業を行っていますが、近隣で追加工事の発注があり、引き続き資材置場として使用する

ため一時転用期間を再延長するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員、3番委員には出席を求めているため、事務局から報告をお願いします。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。
議案第72号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る6月9日午前11時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上、現地調査委員からの報告です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第73号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第73号についてご説明いたします。議案書の31ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号2番につきましては、同じ集落に居住する者が生業としてアパート経営をするための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。9番委員。

9番委員 議案第73号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。申請内容は記載のとおりです。去る6月10日午後1時30分より、代理人行政書士から現地において説明を受け、また調査書の調査項目に基づき聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願いします。

議 長 続いて、申請番号1番の現地調査委員、11番委員、申請番号3番の現地調査

委員、12番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局

現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。

議案第73号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る6月12日午後1時30分より、代理人行政書士、譲渡人、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、立会人からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第73号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る6月10日午前11時より、代理人行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上現地調査委員からの報告です。

議長

それでは、只今の議案に対しまして質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長

次に、日程第14、議案第74号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。なお、この議案は、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号3番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、17番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議長

再開します。事務局から申請番号3番の説明を求めます。

事務局

議案書の32ページ、議案第74号申請番号3番についてご説明いたします。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第25号整理番号2番の違反の追認を得るための案件であり、仮設事務所、仮設トイレ、駐車場としての一時転用で、転用期間は令和3年5月6日から7か月までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員、6番委員には出席を求めているため、事務局から報告願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。
議案第74号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る6月9日午前10時より、設定人、被設定人立合いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上、現地調査委員からの報告です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。17番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、議案第74号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について(市許可分)」の残りすべてについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の32ページと32-1ページ、議案第74号申請番号1番、2番、4番についてご説明いたします。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番については、報告第25号整理番号1番の違反の追認を得るための案件です。

申請番号2番については、用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

申請番号4番については、新型コロナウイルスワクチン接種会場の駐車場としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和3年9月30日までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号2番について、17番委員。

17番委員 議案第74号申請番号2番について現地調査を行いましたのでご報告をいたします。所在、地番、申請事由は記載のとおりでございます。現地案内図は8ページとなります。6月10日午後1時15分から代理人行政書士立会いのもと、聞き取り調査実施をいたしました。申請地は国道6号線から小高区役所の方に向かい、やすらぎ会館小高との中間、北側の小高川の右岸側であります。既にこの地域は多くの太陽光発電が設置されている場所であります。田2筆1,509平方メートルのうち、524.46平方メートルに288枚のパネルを設置予定です。残りの984.54平方メートルはメンテナンススペースとなります。資金については、自己資金で賄うとあり残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断したところであります。委員各位の慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

議 長 続いて、申請番号4番について、2番委員。

2番委員 議案第74号申請番号4番について現地調査を報告いたします。現地案内図は14ページになります。去る6月14日午前9時より、被設定人立会いのもと、現地調査をいたしました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議 長 続いて、申請番号1番の現地調査委員、3番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。

議案第74号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る6月9日午後4時より、代理人行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上、現地調査委員からの報告です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第75号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第75号についてご説明いたします。議案書の33ページから34ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番については、既存施設面積の2分の1を超えない範囲で敷地を拡張するための転用申請です。

申請番号2番、3番、4番については、2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から報告をお願いします。

議 長 申請番号1番について、15番委員。

15番委員 議案第75号申請番号1番についての調査報告をいたします。先ほどの報告第25号整理番号3番の追認を得るための案件であります。現地案内図は10ページです。去る6月11日午後4時より、代理人である行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、一種農地ではありますが、既存施設の1.5倍以内の拡張事業に該当しているという点から、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

議 長 続いて、申請番号2番について、17番委員。

17番委員 議案第75号申請番号2番について現地調査を行いましたのでご報告を申し上げます。所在、地番、申請事由は記載のとおりでございます。現地案内図は11ページとなります。6月10日午後1時45分から、代理人行政書士立会いのもと聞取り、現地確認を実施いたしました。申請地は国道6号線、原町区堤谷から小高方面に向かい、左折してホテル等がある東側であります。既にこの地区も近年多くの太陽光発電が設置されている場所でもあります。畑一筆、664平方メートルのうち、227.42平方メートルに120枚のパネルを設置予定でございます。残りの436.58平方メートルはメンテナンススペースとなります。発電力は46.8キロワットと聞いております。

資金については自己資金で賄うとあり、残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断したところであります。

す。 委員各位の慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

議 長 続いて、申請番号4番について、7番委員。

7番委員 議案第75号申請番号4番について現地の調査報告をいたします。去る6月9日午前10時頃、設定人及び県農業会議常設審議会委員、事務局の立会いのもと現地調査を行いました。現地案内図は13ページになります。申請内容につきましては、事務局が説明したとおりですが、農地が1万9,940平方メートルで、その他、山林面積を含み総開発計画面積は3万4,894.84平方メートルと大規模な計画であります。この他に同時に開発する場所がもう1か所点在しておりまして、一方は、山林の4万9,698平方メートルでございます。

許可申請手続につきましては、森林法で定める林地開発申請、農地転用許可となり、事前に協議をしているという状況でございました。調査項目に基づき設定人から申請に係る聞取りを行い、現地の状況を確認したところ、林地開発基準によりまして残地森林緑地の確保あるいは調整池が設置され、当該する行政区との話し合いや承諾を有しておりまして、周辺に及ぼす影響はありません。

この結果から、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 続いて、申請番号3番の現地調査委員、3番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。

議案第75号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る6月9日午後1時30分より、代理人行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上、現地調査委員からの報告です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告3件及び議案10件、合わせて13件の審議を全て終了いたしました。 これをもちまして、本日の6月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後2時15分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和3年7月26日

議事録署名人 (2番・カマダ ヨシヒコ)

議事録署名人 (5番・ウメムラ マサトシ)

議事録署名人 (7番・ホッタ エイイチ)
